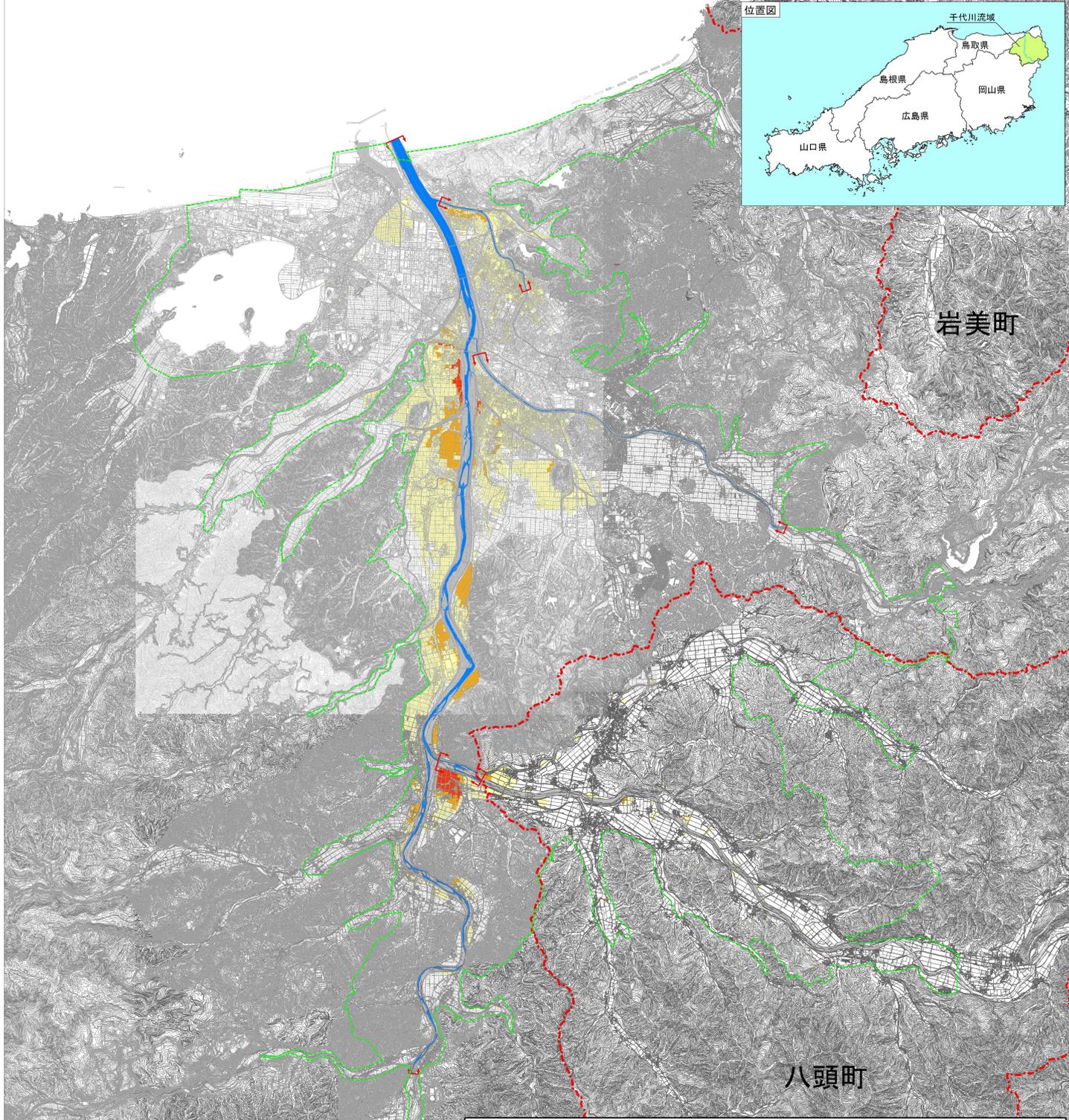


千代川水系 内外水統合の水害リスクマップ（浸水深3m以上）

位置図



鳥取市

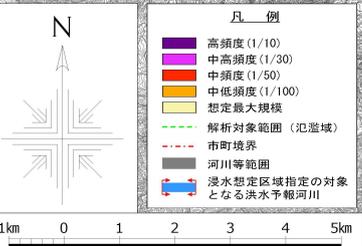
八頭町

智頭町

1. 説明文
 - (1) この水害リスクマップは、流域治水の推進を目的として、国管理河川に加えて都道府県管理河川や雨水出水による氾濫についても考慮し、年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100、想定最大規模の降雨により浸水した場合に想定される多段階の浸水想定箇所を重ね合わせたものであり、年超過確率ごとの浸水範囲（浸水深3m（1層居室浸水相当）以上）を表した図面です。
 - (2) この水害リスクマップは、現況の千代川、袋川、新袋川、袋川、八東川等の河道や洪水調節施設、下水道及び各種排水路の整備状況等を踏まえて、年超過確率1/10（毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/10（10%））、年超過確率1/30（毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/30（3%））、年超過確率1/50（毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/50（2%））、年超過確率1/100（毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/100（1%））の降雨に伴う洪水による千代川、袋川、新袋川、袋川、八東川等の氾濫及び雨水出水による氾濫が発生した場合の浸水の状況をシミュレーションにより算出したものである。
 - (3) シミュレーションの前提となる降雨や河道条件、地形条件等によって結果は異なり、あくまで一つのシミュレーション結果ですので、この水害リスクマップに示されている年超過確率と浸水範囲はあくまで参考値であり、必ずしも実際の状況と一致するものではありません。
 - (4) この水害リスクマップは、前提となる降雨の確率規模や発生頻度、計算手法等の違いにより、洪水浸水想定区域図や内水浸水想定区域図、河川整備計画の策定時又は各種事業計画立案時に事業効果を説明するために用いたシミュレーション結果等とは異なる場合があります。
 - (5) 想定最大規模の浸水範囲は、水防法に基づき令和2年6月（千代川、袋川、新袋川、袋川、八東川（国管理））、平成30年6月（野坂川、大路川、八東川（県管理））、私都川1）に指定・公表したものを表示しているため、河道条件が異なります。

2. 基本事項等
 - (1) 公表年月日 令和8年3月13日
 - (2) 作成主体及び対象となる流域 国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所：千代川水系千代川流域、袋川流域、新袋川・袋川流域、八東川流域
 - (3) 実施区画
 - 千代川 左岸：鳥取県鳥取市用瀬町古用瀬字段ヶ谷第641番1地先から海まで
右岸：鳥取県鳥取市用瀬町用瀬字山崎10番8地先から海まで
 - 袋川 左岸：鳥取県鳥取市相生町一丁目108番地先から千代川への合流点まで
右岸：鳥取県鳥取市杉本町38番地先から千代川への合流点まで
 - 新袋川・袋川 袋川 左岸：鳥取県鳥取市国府町国府字河原町50番5番地先から新袋川への分流出点まで
鳥取県鳥取市用瀬町用瀬字段ヶ谷第641番1地先から新袋川への分流出点まで
新袋川 袋川からの分流出点から千代川への合流点まで
 - 八東川 左岸：鳥取県鳥取市河原町寺在家字中野内分843番地先から千代川への合流点まで
右岸：鳥取県八頭町八頭町大字新田分108番地先から千代川への合流点まで
 ※国管理河川のみを表示、他河川は別紙参照
- (4) 算出の前提となる降雨
 - 千代川、袋川、新袋川、袋川、八東川
 - 年超過確率1/10（千代川流域の2日間の総雨量10.4mm）
 - 年超過確率1/30（千代川流域の2日間の総雨量2.6mm）
 - 年超過確率1/50（千代川流域の2日間の総雨量2.6mm）
 - 年超過確率1/100（千代川流域の2日間の総雨量2.6mm）
 - 想定最大規模（千代川流域の48時間の総雨量50.8mm）
 ※国管理河川のみを表示、他河川は別紙参照
- (5) 河道条件
 - 千代川、袋川、新袋川、袋川、八東川：現況
 - ※国管理河川のみを表示、他河川は別紙参照
- (6) 下水道等条件
 - 建設中・建設済
 - その他計算条件等
 このシミュレーションは、下水道等の排水施設は一定の排水能力があるものとし、地形の高低差などから浸水が想定される範囲やその深さを求めたものであり、時間経過に伴う下水道の排水施設への流入や応水を生じた詳細なシミュレーション結果とは、想定される浸水・洪水継続時間が異なる場合があります。下水道等のシミュレーションにおいては、排水先の水位を、対象河川に同じ水位に設定、排水ポンプ・水門・樋門等は操作規則に応じた排水条件を設定。
- (7) 関係市町村
 - 鳥取市、八頭町

※この水害リスクマップは水防法に基づく図ではありません。



この地図は、国土地院法第4条に基づき複製を認め、鳥取県都市計画部で複製したものです。（承認番号令和7年12月4日付け鳥取県指令受第92号）
 この地図は、八頭町長の承認を得て、同町発行の2千5百分の1地形図を複製したものである。（承認番号 受八環第158号）
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用 R 7.6版 S41）」